

事 務 連 絡

平成30年2月13日

各受入研究機関

特別研究員事業担当課等の長 殿

独立行政法人日本学術振興会  
人材育成事業部研究者養成課

平成30年4月1日付け施行

出産・育児に係る採用の中断及び延長に関する取扱いについて

平素より、特別研究員事業についてご尽力いただき、誠にありがとうございます。

特別研究員の出産・育児に係る採用の中断及び延長に関する取扱いについては、これまで子が満1歳6ヶ月に達する日が属する月の末まで、通算20ヶ月を中断期間の上限としておりましたが、平成30年4月1日付けで、子が 満2歳 に達する日が属する月の末まで、通算26ヶ月 を中断期間の上限とすることとしましたので、お知らせいたします。

つきましては、「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引（平成30年度版）」を更新しましたので、以下の本会ウェブページより内容をご確認いただき、遺漏の無いよう願います。

・遵守事項および諸手続の手引（平成30年度版）

[https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd\\_tebiki.html](https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki.html)

**【本件問い合わせ先】**

独立行政法人日本学術振興会  
人材育成事業部研究者養成課

研究者養成第3係

TEL: 03-3263-4998

FAX: 03-3222-1986

MAIL: yousei3@jsps.go.jp